性が高い会計処理だと考えられ

ント案等、引き続き検討 年次改善の公開草案へ

ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

開草案」という)に対するコメン 2017年サイクル」(以下、「公 フラッシュ参照)に引き続き、 2月10日号(№1470)情報 した。今回も前回(2017年 用課題対応専門委員会を開催 準委員会は第11回IFRS適 公開草案「年次改善2015— ト対応の検討が行われた。 去る2月15日、企業会計基

主な審議事項は次のとおり。 AS12号「法人所得税」の

り込むことを提案した。 定的である考えもコメントに盛 ておらず、修正案の有用性は限 当たるかどうかが明らかにされ ける永久債に係る支払が配当に 論の発端となった、要望書にお ことを提案した。あわせて、議 に反対しない旨をコメントする 削除し、58A項を追記する提案 踏まえて、事務局は、配当の法 人所得税の影響についての取扱 いを明確化するために52B項を 前回の専門委員会での意見を

門委員会を開催した。

委員会は第118回金融商品専

に「コア要求払預金」に対し用い 行が金利リスクの管理のうち特

ている管理手法を理解するた

め、EFRAGによって欧州の

去る2月20日、企業会計基準

管理のカギに? 一ASBJ、金融商品専門委

ゴア要求払預金が動的リスク

会

計

AS28号「関連会社及び共同

する検討を中心に議論が行われ

動的リスク管理

動的リスク管理に関するリ

が行われる予定となっている。

き、今回のASAF会議で議論 る1月公表のレポートに基づ 予定のASAF会議の議題に関

銀行グループとのアウトリーチ

が実施された。その結果に関す

今回は、3月6、7日に開催

支配企業に対する投資」の修正

事務局は、仮に当面の取扱い

いう目標を暫定決定した後、銀 年7月に、2回目のDP公表と サーチ・プロジェクトでは、昨

かでどのように位置づけられる

金が当該プロジェクト全体のな

事務局からは、コア要求払預

されることに対する懸念があ として公開草案の提案に同意す 法による投資損失の配分対象と 分の投資額を超えて生じた持分 に対する持分法が適用される持 38項の規定により、関連会社等 長期持分について、IAS28号 の結果、IFRS9号「金融商 の対応の要否を検討した。検討 上の観点から懸念される事項へ るとした場合に、損失の二重計 」による減損損失を計上した 損失が二重計上される可能

> 開草案の大枠を受け入れるとし ることを提案した。 めを削除すべき旨をコメントす 号38項に定められた長期持分を た。そのため、事務局は仮に公

などの声が聞かれた。 は他の関連規定にも影響する」 「ただ削除では乱暴」、「全面削除

ントに盛り込むこととした。 企業が 持分法損失の配分対象とする定 た場合には、あわせてIAS28

これに対し、専門委員からは、

また、公開草案における経過

いないことから、その点を反映し とを選択できることが明示されて た記載ぶりに変更する提案をコメ 比較情報を修正再表示しないこ 措置は適切であるものの、

> などとする見解が示された。 計は、一般のヘッジ会計の取扱 開発する新しいマクロヘッジ会 いと整合的に選択適用とすべき

対称的な期限前償還オプション

提案される予定となっている。 となるようIFRS9号「金融 たはFVOCIでの測定に適格 の付いた金融資産が償却原価ま 商品」の修正が、IASBから 対称的な期限前償還オプション

(1) の結果として要求事項を満た 前償還要素の「対称的な」性質 項を満たすはずのところ、期限 号のB4・1・11項(6)の要求事

のかを明らかにすべきで、また

次のいずれも満たす場合に、

当該金融資産が IFRS9

である

果は現状の取扱いを変更し 未実現損益の消去に係る税効 計

去る2月21日、企業会計基

回(2017年2月20日号(No. 扱い等について検討が行われた。 現損益の消去に係る税効果の取 基準案へのコメント対応や、未実 の議論を踏まえ、法人税等会計 1471)情報フラッシュ参照)まで 専門委員会を開催した。前 準委員会は第47回税効果会計 主な審議事項は次のとおり。

認識する時点で、対称的な期限 前償還要素の公正価値が僅少 企業が当該金融資産を当初

緊急性があるとして、公開草案 暫定決定されている。 30日)、10月までに改訂基準を を4月に公表し(コメント期間 公表するというタイムラインも 本修正は、事項の範囲が狭く

や考え方の再整理が必要な面も の概念について包括的な見直し I要件や基本的な融資の取決め 狭い範囲の修正ではなく、SPP 発プロセスには問題があり、また、 あるなどの見解が示された。 事務局からは、今回の基準開

基準案へのコメント対応

方向へ―ASBJ、税効果会計専門委

を踏襲したものである。 報告12号に示されている考え方 が追加された。これは実務対応 拠)について、38項(結論の背景) び一般管理費として表示する根 を踏まえ、事業税(付加価値割 および資本割)の開示(販売費及 会計基準委員会で聞かれた意見 これまでの専門委員会や企業

4

ント対応案や基準案について 大きな反対は聞かれなかった。 専門委員からは事務局のコメ

ことを提案した。 も薄いことから、①を採用する 取扱いを変更する理論的な根拠 用は難しく、また、③のように トが生じる可能性のある②の採 加的に検討したが、多大なコス はコストの観点からこの3案を追 提案されていた。今回、事務局 延法から資産負債法へ変更」)が 繰延法から資産負債法へ変更」、 いを変更しない(繰延法)」、「② ては、3案(「①これまでの取扱 未実現損益の税効果について、繰 去に係る税効果の取扱いについ 「③棚卸資産以外の資産に係る 事務局より、未実現損益の消

おおむね賛成との声が聞かれた。 これに対して専門委員からは

開示(追加すべき開示項目)

案が行われた。 示項目について、次のような提 を踏まえ、追加すべき3つの開 事務局より、前回までの検討

評価性引当額の内訳

●繰延税金資産の発生原因別の ●評価性引当額に重要な変動が 注記にあわせて、将来減算一時 価性引当額およびその合計額 税務上の繰越欠損金に係る評 差異合計に係る評価性引当額、

生じている場合、当該変動が牛

の変動額 越欠損金に係る評価性引当額 額の変動額または税務上の繰 時差異合計に係る評価性引当 じた会社名、および将来減算一

若い頃、

ある事案に対する会

●税務上の繰越欠損金の額、当該 の繰越欠損金に係る繰延税金 価性引当額および当該税務上 税務上の繰越欠損金に係る評 資産の額の繰越期限別の情報 繰越期限別の情報を記載する 税務上の繰越欠損金について は、税率を乗じた額で記載する ついては特に定めない にあたって、年度の区切り方に

●税務上の繰越欠損金に係る重 生じた原因および当該繰延税 会社名、税務上の繰越欠損金が いる会社がある場合には、当該 要な繰延税金資産を計上して 金資産の計上根拠

税法改正による影響額

●税法の改正により繰延税金 および修正額 シュ・フローの状況に重要な 状態、経営成績、およびキャッ 額が修正された場合で、財政 資産および繰延税金負債の金 影響を及ぼすときは、その内容

●決算日後に税法の改正があっ 状況に重要な影響を及ぼすと およびキャッシュ・フローの た場合で、財政状態、経営成績 きは、その内容および影響

> 領を得ない説明をしていると と、「要はどういうことなの」(要 計処理を上司に説明している されたわけである。 たび質問された。事実関係の検 の理解が足りないとき)とたび に変わったらどうするの」(本質 が不十分であるとして、問い直 討、ルールの背景や趣旨の理解 がないとき)、「前提がこのよう いと思っているの」(説明に自信 き)、「本当にそれであなたはよ

いなさい、との指摘である。 さい」と叱られた。 自分の意見を で、あなたの考えは何なんだ」、 すると、別の上司から「ところ うな問題があります」と説明を な事例もありました」、「このよ れています」、「調べるとこのよう 「私」という1人称でしっかり言 「自分ならどうするかを考えな また、「一般的にこのように言わ

相手を説得できるのかを考えさ せられる出来事であった。 理解で判断できるのか、そして 者となったら本当にその程度の せてくれた。自分が監査の責任 識がまだ足りないことを気づか 2人の上司は、私に当事者意

い」との上司の言葉(態度で示す 仕事に対するモチベーションを著 る。部下の当事者意識を失わせ ことを含む)を耳にすることがあ 一方で「お前の意見は聞いていな

> けるべき言葉であろう しく低下させるものであり、

み、当事者意識や仕事に対す を見極めるトレーニングを積 の本質を考えるよう仕向けて する責任を持つことにつながる。 考えなければならず、結果に対 ある課題を自分のこととして深く 当事者意識を持つということは、 いる。部下は、日常的に本質 当事者意識」は大切である。 優れた上司は、部下に物事 どのような仕事をするにも、

> け取られ、それまでの信頼関係 で……」というニュアンスで受 下すのは、私ではありませんの

を大きく毀損することがある。

当事者意識

題にも次第に対処できるよう 夫をすることにより新たな課 え、改善点を見出し、次は工 ていれば、その原因をよく考 しかし、高い当事者意識を持っ 成果が出せるとは限らない。 とになる。当初は、期待した るモチベーションを高めるこ

が、非なる言葉として「わが社 て重要な交渉をするときは「わ (我々)」がある。法人を代表し 主語として「私」と似ている

避 げ言葉と解釈されることもあ る。いざというときに「決断を 時と場合によって3人称は、 が社」が正確なのであろうが、 逃

見ではないですね」となるのか、 て行動している。それだからこ たうえでやりきる「覚悟」を持っ は、本当に迫力を感じたもので のような場面での1人称(私) として成立するものであり、そ 築き上げてきた信頼関係を基礎 度か立ち会う機会があった。こ る。私は、後者のやり取りに何 となるのかは大きな違いであ る覚悟ですね。信じましょう ない」、「あなたが社内を説得す 「あなたが言うのだからしかた て……」と言ったとき、「それは は認めない」、「私が責任を持っ ときは1人称による「言葉の力」 そ、交渉相手との間に信頼関係 発言するのみでなく、考え抜い ある。当事者意識の高い人は、 れらのやり取りは、当事者間で あなたの意見であって法人の意 がより効果的な場合もある。「私 逆に、ギリギリの交渉をする

高い人は例外なく成長している。 (会計・監査リサーチセンター) 私の経験では、当事者意識の を築けるのであろう。

案、検討—ASBJ、ASAF対応専門委 3月のASAF会議 の対

門委員会を開催した。 委員会は第5回ASAF対応専 今回は、3月6、7日に開催予 去る2月21日、企業会計基準

した。主な内容は次のとおり。 定のASAF会議への対応を検討

みとなっている。 プロジェクトが本格化する見込 がIASBから提示され、今後 関する「考えられるアプローチ」 のような基本財務諸表の表示に 今回のASAF会議では、次

1 「EBIT」に係る小計の要

2 「営業利益」に係る小計の要

3 た業績指標に関するガイダン 反復的でない項目等を除い

4 よい伝達方法 OCーに関する情報のより

5 フローの的を絞った改善 営業活動によるキャッシュ・

6 な型の提供 業種別の基本財務諸表のひ

7 の分解に関する原則の開発 基本財務諸表における項目

このうち⑦は、従来のアプ

れるための原則の開発を目指す るため、より詳細な分解が行わ が多額の「その他」区分を表示 ローチにない項目で、一部企業 し、企業間比較を困難にしてい

明確にする必要があり、OCI きなどとする見解が示された。 クで懸念が残った純利益とOC に関しては、概念フレームワー Iの概念をあらためて検討すべ 事務局からは、表示の目的を

開示に関する取組み 開発中の開示原則に関するD

> Pについて、次のような概要イ メージが事務局から説明され

1 ンの原則 効果的なコミュニケーショ

情報の開示場所に関する原

3 具体的な開示の懸念に対処す るための原則 財務諸表利用者が表明した

今後、新規の一般開示基準の る要求事項の改善 開示目的および開示に関す

アウトリーチが行われる予定。 表の表示」の修正・置換えを目 開発またはIAS1号「財務諸 標に、4月にもDPが公表され

会 計

ライト・ラインは必要か――<SBフ 収益認識基準に重要性の

準委員会を開催した。 **委員会は第355回企業会計基** 去る2月22日、企業会計基準

主な審議事項は次のとおり。

・機能に基づく分解:①「売上原

価」、②「販売費及び一般管理

ASAF対応

会での議論(今号本欄参照)を踏 まえ、審議が行われた。 第51回ASAF対応専門委員

げられている。たとえば現状の チ」では、「項目の分解」が取り上 における「考えられるアプロー 「基本財務諸表」プロジェクト

> 「営業費用」について、次の2つ が示されている。

・性質に基づく分解:①を「原材 料、給与、減価償却費」に、②を 費」、③「研究開発費」に分解 さらに分解 を「給与、賃料、減価償却費」に、 「給与、賃料、広告宣伝費」に、③

> 配慮を求める声も聞かれた。 かれる一方、作成者の負担への 有用であり難い」という声が聞

から提案された。 的な定めを置くことが、事務局 分」、「出荷基準」について、追加 販売価格に基づく取引価格の配 変更」、「履行義務の識別」、「独立 については、「工事契約」、「契約 照)を踏まえ、審議が行われた。 の議論(2017年3月1日号 された「重要性に関する事項」 (№1472)情報フラッシュ参

収益を認識できる」旨を示すこ での期間が極めて短い(または は、「出荷時から顧客の検収時ま 1週間程度)場合には出荷時に

との意見もある。 ラインを引いてもよいのでは 基準として考えれば、ブライト・ い」という意見もあれば、「日本 の背景で考え方を示すほうがよ ついて、意見が相次いだ。「ブラ ト・ラインを示すことの可否に 重要性の判断基準としてブライ 明がなされているが、そもそも 配送期間を想定したものとの説 イト・ラインを示すより、結論

委員からは、「利用者にとって 予定。

これまでに課題として抽出 第77回収益認識専門委員会で

ととされている。 そのうち出荷基準について

この「1週間程度」は、国内の

(3)開示に関する論点

る会計基準」の改正文案も示さ を行う場合の、「税効果会計に係 れた。また、提案に沿って改正 専門委員会と同様の提案が行わ 追加すべき開示項目として、

聞かれている。 な負担増となることへの懸念が 作成者側の委員からは、相当

重要性に関する規定について

であり、今後議論が深められる は、まだ検討が開始された段階

税効果会計

での議論(今号本欄参照)を踏ま 第47回税効果会計専門委員会

え、審議が行われた。

られる見込み。 次回の親委員会で公表議決に諮 部表現をめぐって異論が聞かれ の法人税等会計基準の文案につ ントへの対応案、および修正後 ており、事務局で再検討のうえ、 対意見は聞かれなかったが、一 いて検討が行われた。大きな反 事務局から提示された、コメ 法人税等会計基準案

(2) 税効果適用指針案

果について、専門委員会同様、 討が進められる予定。 景での表現を含め、事務局で検 聞かれなかったため、結論の背 案①「これまでの取扱いを変更 提案された。特段の反対意見は しない(繰延法)」が事務局から 未実現損益の消去に係る税効

玉 ĒΤ 材ネッ 会 計

企業会計審議会会計部会

去る2月14日、

企業会計審議

F

あった。 グループ、 基準の高品質化について報告が 的な意見発信の強化および日本 団連から I F R S に 関する 国際 会は、 育成について、またASBJ、経 拡大促進および国際会計人材の 会計教育研修機構、日本取引所 を開催した。 安藤英義·専修大学大学院教授 IFRSの任意適用企業の ・RS移行経験の共有 第5回会計部会(部会長) 主な内容は次のとおり。 財務会計基準機構か 今回は、 金融庁

査 報告が行われた。 化 法人、 経団連、

リスト協会、ASBJ・財務会 日本公認会計士協会、大手監 基準機構の代表者で構成され 日本証券アナ

金融庁、財務会計基準機構から ネットワーク」の構築について、 どを目的とする「国際会計人材 ることで各分野の業務の円 を担える人材等の育成や、こう で意見発信できる人材およびI した国際会計人材を見える化す RSに基づく会計監査の実務 ・品質向上へ貢献することな % (http://www.fsa.go.jp て、

関西学院大学名誉教授が新たに 表のとおり。 在の企業会計審議会の陣容は図 会長に任命された。 長を退任し、代わって平松一夫・ お、

としている。 3~4月をメドに登 ローアップに関する議論を行う めの利用方法、 録者リストが公表される予定。 目的に沿った活用を行うた 登録や公表リスト作成の手 他 同 運用状 況のフォ 部 会の 資 料

る検討会がすでに開催され、

singi/singi_kigyou/siryou kaikei/20170214.html)° 安藤氏が企業会計審議会会 今回の会計部会をもっ 2月20日現

(図表) 会長

際会計人材ネットワー

FRSに関して国際的な場

平松

答が多かった。

初年度の開示の留意事

項 「適用 の

決定時に考慮した点」、

ては、「経営管理への影響」、「適 適用会社から聞きたい内容とし た。また、対象会社がIFRS

一夫(関西学院大学名誉教授)

委員

伊豫田 降俊(甲南大学共通教育センター教授)

岡田 譲治(三井物産㈱常勤監査役)

釡 和明((公財)財務会計基準機構理事長 ㈱|H|相談役)

3月期までの会社が45社あっ

時期については、2020年

日本取引所グループから報告が れたアンケート調査について、 用予定・検討会社を対象に行わ

東証上場のIFRS適

このうち、

目標としている適

川村 雄介(㈱大和総研副理事長)

住田 清芽(日本公認会計士協会常務理事) 関根 愛子(日本公認会計士協会会長) 辻山 栄子(早稲田大学商学学術院教授) 徳賀 芳弘(京都大学副学長・教授)

中川 順子(野村ホールディングス㈱執行役員(グループ・イン ターナル・オーディット担当))

野崎 邦夫(住友化学㈱代表取締役専務執行役員)

八田 進二(青山学院大学大学院教授) 挽 文子(一橋大学大学院商学研究科教授)

水口 啓子(日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長)

弥永 **真牛**(筑波大学ビジネスサイエンス系教授)

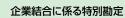
理用語の豆知識



その他有価証券の評価差額に係る一時差異

その他有価証券の評価差額に係る一時差異は、原則と して個々の銘柄ごとにスケジューリングを行い、評価差損に 係る将来減算一時差異については当該スケジューリングの 結果に基づき回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を 計上し、評価差益に係る将来加算一時差異については繰 延税金負債を計上する。

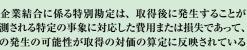
ただし、その他有価証券の評価差額に係る一時差異が スケジューリング可能な一時差異である場合には、評価差 損が生じている銘柄と評価差益が生じている銘柄に区分し、 評価差損に係る将来減算一時差異についてはスケジューリ ングの結果に基づいて将来可能性を判断したうえで繰延税 金資産を計上することができる。スケジューリング不能な 時差異である場合には、評価差損の銘柄ごとの合計額と評 価差益の銘柄ごとの合計額を相殺した純額の評価差損に係 る一時差異について、長期的には売却されることが想定さ れることを考慮し会社分類に応じて回収可能性を検討する。



金融

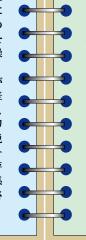
庁

HPにて閲覧でき



予測される特定の事象に対応した費用または損失であって、 その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている 場合には、負債として認識する。貸借対照表日後1年内に 発生することが明らかなものは流動負債として表示する。

当該特別勘定は、企業結合日において一般に公正妥当 と認められる企業会計の基準で認識される識別可能な負債 に該当しないもののうち、企業結合日後に発生することが予 測され、被取得企業に係る特定の事象に対応した費用また は損失をいう。具体的な事象が特定されていない将来の営 業損失については当該負債の認識の対象とはならない。ま た、パーチェス法は取得企業の観点から会計処理を行うも のであるため、取得の対価の算定に反映される事象は、被 取得企業に関連した費用または損失と考えることが合理的 であることから、将来の費用または損失の対象とはならない。



たさわた奴珥明友手両法担笠

| この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等 | | | | |
|--------------------------|--|-----|---|-----|
| 日 付 | 法 規 等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
| 2017年2月14日 | 内閣府令第2号 企業内容等の開示に関す る内閣府令及び特定有価 証券の内容等の開示に関 する内閣府令の一部を改 正する内閣府令 | 金融丁 | 有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する等を行ったもの。企業内容等開示府令では、第三号様式等の「対処すべき課題」が「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」と名称変更され、「経営方針・経営戦略等」、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」、「経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題」等を記載することとされた。この改正は、2017年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書および同事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書から適用される。なお、本内閣府令案に寄せられたパブリックコメントの結果等については、金融庁HP(http://www.fsa.go.jp/news/28/syouken/20170214-1.html)を参照されたい。 | П |

また、インフレ率は、個人消

並んだことなどを挙げた。 バーの長期的な予測水準にほぼ 上の低下となり、FOMCメン ピーク時に比べて5ポイント以 4・8%となり、2010年の の月平均雇用者数の伸びが19万 人だったこと、1月の失業率が

届かないものの大きく改善して 拡大し、いまだ目標の2%には 2015年の1%から伸び率が 年は年率1・6%の上昇を示し 費の強さを示すPCE指数が昨

いる。また、バランスシートを ながるため望ましくないとして 混乱させ、景気への悪影響につ げペースが速くなり金融市場を ばしするのは、最終的には利上 緩和策を終わらせる時期を先延 た。金融政策に関しては、金融 にある。

上げ の可能 性

米

は5月以降か

アメリカの利上げ時期が市場

膨らませた買入資産について いため緩和策の継続となる、と は、元本再投資の方針は変えな

戒するのはインフレが制御でき ない水準にまで高進すること を実施すると考えるのは早計だ るが、3月のFOMCで利上げ ろう。なぜならば、FRBが警 1・6%水準は警戒水準と

明らかに強気の発言に転じてい このように1年前と比べれば

目立った。

雇用環境は、2016年下期

日の議会証言では強気の発言が 米FRB議長による2月14、15 の注目を集めるなか、イエレン

iΕ

した発言と考えられる。

次は米利上げ時期が焦点に

うが、国民全体の支持率は過去 の大統領に比べると最低レベル の多くにとっては頼もしいだろ 軟化するのではとの期待もあっ するなど波乱が起きた。さら 補佐官が就任1カ月未満で辞職 ようとしており、共和党支持者 たが、選挙中の極論を現実化し に、就任後は新大統領の態度が トランプ新大統領の最側近の

気の見通しに強気の姿勢を示し における実績を挙げながら、景 安定といったFRBの2大目標

こうした雇用の最大化と物価

を続けている。他国市場の株価 の掲げる政策の一部に食いつい て、平均株価は史上最高値更新 しかし、米株式市場は大統領

> 強くない。なかでも日本株価は 相場次第となっている。 め、米株式市場への追随は為替 円高恐怖症から抜けられないた ているが、当然、株価の勢いは は米市場におそるおそる追随し

があるか、年初来、株式市場の いるため、今年は何回の利上げ も米経済は着実な成長を続けて の利上げを実施した。利上げ後 価しながら、昨年末までに2回 Bは実体経済の動向を慎重に評 FRBの金融政策である。FR 大きな影響を与えそうなのが米 これからの株価、為替相場に に再注目すべきではないか。 期比0・2%増となり、 一憂する必要のない内需産業

理由にはならない。 ても、それ自体は引締めを急ぐ 環境が大きく改善したとはいっ はならないためだ。いくら雇用

規制緩和、公共投資などの具体 りがみられ、所得税減税や金融 だ。いまだに政権スタッフの入替 んど進展がみられないことも理由 政策は選挙公約の段階からほと の不安定な状態のままで、経済 さらにトランプ政権が発足直後

の間を次回利上げの時期に想定 変化がなければ、5月から7月 策を論じる段階ではない。 総合すると今回の議会証 政治や経済データに大きな

> 利上げは近いとの声が高まって 超え、失業率は4%台へ突入し ている。株式市場ではFRBの 大させ、ドル高をもたらすこと 上げは米国と他国の金利差を拡 は先進国では突出しており、利 いる。米国の景気や金利の動 大きな注目点となっている。 最近の米インフレ率は2%を

を喜んでいるだけでは済まされ と、日本の株価もドル高・円安 るからだ。大統領の言動によっ 融・証券市場が混乱するようだ て米金融市場、さらに世界の金 大統領がどう反応するだろう は確実だろう。 か。ドル高は貿易赤字を拡大す きな政策目標に掲げるトランプ その際、貿易赤字の縮小を大

さほど話題にならなかったが、 益見通しは明るい。円相場に一 内需中心の産業(食品、小売業) るのである。これを受けてか、 率を3四半期続けて上回ってい 成長まで高まってきている。現 前年同期比でみると、1・7% 期連続のプラス成長となった。 年10―12月期の実質GDPは前 不動産、情報・通信など)の収 在、0・8%とされる潜在成長 本のGDP統計によると、昨 一方、2月中旬に発表された